

準学校法人設立認可基準

36総私二発第41号

昭和36年9月20日

最終改正 7生私行第2808号

令和7年10月10日

第1 私立学校法第152条第5項の法人（以下「準学校法人」という。）の設立認可については、私立学校法の施行について（昭和25年3月14日文管庶第66号文部次官通達）、及び準学校法人の認可基準の解釈および運用について（昭和35年5月26日文管振第270号管理局長通達）に基づきこの基準による。

第2 準学校法人は、その設置する私立専修学校及び私立各種学校（以下「学校」という。）に必要な次の資産を有すること。

1 基本財産

（1）次の施設及び設備、又はこれらに要する資金

イ 施設

（イ）校地（校舎敷地、屋外運動場、実験実習地等）

（ロ）校舎（学校として必要な面積基準を満たすもの。）

ロ 設備

（イ）教具（教育上必要な機械、器具、標本、模型等）

（ロ）校具（教育上必要な机、腰掛等）

ハ 基本財産は、原則として負担付き（担保に供せられている等）又は借用のものでないこと。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障のないことが確実に認められる場合には、この限りでない。

2 運用財産

運用財産としては、学校の種類、規模に応じて毎年度の経常支出に対し、授業料、入学金等の経常的収入その他の収入で収支の均衡が保てるものであること。

第3 学校にはその種類に応じ、次の施設を有するものであること。

（1）普通教室

（2）特別教室

（3）実習実験室

（4）職員室、事務室

（5）図書室、保健室

（6）便所、手洗所

2 前項各号に掲げる施設はやむを得ない理由で、教育上支障がないと認められるときは、1つの施設をもって、2つ以上に兼用又は共用するものであってさしつかえない。

3 第1項第1号から第3号までに掲げる教室数の和は、その学校の同時に授業を行う組の数を下らないものであること。

第4 学校の教科は、知事が教科として適当な規模及び内容であると認めた専攻科目のほか、一般教養科目に属する科目を一以上有すること。

第5 学校の臨時的又は附随的な課程を除く課程の修業年限、課程の修了に必要な授業時数又は単位数は次の各号に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 修業年限は1年以上で、一定の時期に就学し、修了することになっており、かつ、学則で定められていること。
- (2) 課程の修了に必要な授業時数については、学則で定める教育の内容に従って組織的に計画されている時数が、専修学校（高等課程又は一般課程を置くものに限る。）にあつては、昼間学科の場合、1年800単位時間以上、夜間等学科の場合、1年450単位時間以上、各種学校にあつては1年680時間以上であること。
- (3) 課程の修了に必要な単位数については、専修学校（専門課程を置くものに限る。）にあつては、昼間学科の場合、31単位に当該学科の修業年限に相当する数を乗じて得た単位数以上、夜間等学科の場合、17単位に当該学科の修業年限に相当する数を乗じて得た単位数以上であること。

2 各種学校における前項第1号及び第2号に掲げる修業年限、授業時数は、課程又は地域の特殊性その他特別の事由があると認められるときは、これらの要件を下まわることができる。

第6 学校の生徒又は学生（以下「生徒等」という。）定数は、原則として、80人以上であること。

2 前項の生徒等定数は、学則で定める収容定員のうち、第5の要件に該当する課程において同時に収容する生徒等の収容定員の合計とする。

第7 学校の生徒等定数に応じ、専修学校にあつては相当数の基幹教員、各種学校にあつては相当数の専任教員を有すること。

2 前項の基幹教員とは、本務として当該専修学校における教育に従事する教員（専ら当該専修学校における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。以下この項及び第4項において同じ。）又は当該専修学校において1の分野に属する1若しくは2以上の学科の教育課程に係る授業科目を1年につき8単位以上担当する教員をいう。

3 第1項の専任教員とは、専ら当該各種学校に勤務して教育に従事する者（助手及びこれに類する者を除く。）をいう。

4 第1項の基幹教員又は専任教員の数は、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）及び各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）の趣旨にかんがみ、特別の場合（たとえば、国語、数学等おおむね講義による科目を主として教授する課程である場合）を除き、おおむね生徒等定数40人につき1人以上であること。ただし、昼夜及び

通信制の課程をおく場合は、これらの課程の間において兼務することができる。

第8 1 学級の生徒等定数及び一の授業科目について同時に授業を行う生徒等の数は、40人を超えないこと。ただし、特別の理由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでないこと。

第9 学校の経営が営利企業的でないこと。

2 前項の「営利企業的でない」とは、公益法人として適正な経理及び運営が行なわれ、営利的な仕組みとなっていないことをいい、少なくとも、次の要件を満たしていることを要するものとする。

- (1) 当該法人が、生徒等から経常的に受け入れる授業料その他の金額の総額は、教職員の給与、研究費及び共済組合等の掛金、生徒等諸費（支給教材費及びこれに関連する費用、支給奨学金及びこれに類する費用、生徒等の保健費及び福利厚生費並びに生徒等の娯楽運動に要する費用をいう。）並びに教育用備品費（図書費、教具費及び校具費をいう。）の総額のおおむね1.5倍相当額の範囲内であること。
- (2) 財産の寄附者、役員及び管理的地位にある職員の各々について、その者並びにその配偶者及び三親等内の親族（以下「特定の者及びその関係者」という。）が当該法人から受ける給与（本俸のほか、手当、賞与等を含み、実費弁償を除く。以下同じ。）その他の金品の合計額は、当該法人が教職員その他の者（校務を担当する常勤の役員を含む。）に対して支給する給与報酬の総額のおおむね2割（その額が特定の者及びその関係者以外の常勤の教職員の平均給与の月額3倍（特定の者及びその関係者である校務を担当する常勤の役員又は教職員が2人以上の場合は4倍）に相当する額よりも低い場合は、当該額とする。）の範囲内であること。
- (3) 校長その他教職員としての勤務に対する給与を除き、校務を担当する常勤の役員以外の役員は、その地位について報酬（給与に準ずるものに限る。）を受けないこと。
- (4) 学校の施設には教育目的以外の目的のために継続的に使用される施設（財産の寄附者並びにその配偶者及び三親等内の親族が居住その他の用に供しているもの等）が含まれていないこと。

附 則（15生文私行第2713号）

改正後の基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（20生文私行第2721号）

改正後の基準は、平成20年11月14日から施行する。

附 則（24生私行第3453号）

改正後の基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（４生私行第４１３９号）

改正後の基準は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（７生私行第２８０８号）

改正後の基準は、令和８年４月１日から施行する。

- ２ 第５（３）に規定する専修学校（専門課程を置くものに限る。以下この項において同じ）における課程の修了に必要な単位数は、改正後の基準の施行の日（以下「施行日」という。）以後に専修学校に入学する者について適用し、施行日前に専修学校に入学した者については、なお従前の例による。